

川崎市公告第1355号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年10月9日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ルリエ新川崎  
川崎市幸区新塚越201番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
神奈川県住宅供給公社  
理事長 桐谷 次郎  
横浜市中区日本大通33番地  
  
有限会社角鹿  
代表取締役 成川 弘樹  
川崎市幸区新塚越201番地  
  
岸 快山  
川崎市幸区下平間158番地7  
  
石川 典子  
川崎市幸区下平間158番地7  
  
岸 康之  
川崎市幸区東小倉8番42号 Cuore 幸101

3 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルエツ	24時間	
株式会社エーエム・ピー・エム・ジャパン	24時間	
未定	午前9時	午後9時
未定	午前9時	午後8時
未定	午前10時	午後8時

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルエツ	24時間	
株式会社ファミリーマート	24時間	
ウエルシア薬局株式会社	午前8時	午後11時
株式会社プラザクリエイト	午前9時	午後8時
株式会社銀座メガネ	午前10時	午後8時
株式会社北野書店	午前10時	午後9時
薬樹株式会社	午前8時	午後9時

- 4 変更する年月日  
令和6年10月1日
- 5 届出の年月日  
令和6年9月30日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び幸区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和6年10月9日から令和7年2月9日までの午前8時30分から午後5時まで。  
土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
令和7年2月9日  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当